10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

後文の書き方：「本書2通を作成し」は何のために書くのか

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年11月14日

一　この条項は何をしているのか

1　後文は何のためにあるのか

契約書の末尾、条項がすべて終わったところに1文が置かれます。何通作ったか、誰が押印したか、誰が持つか。それだけを書いた文です。

実務書は、後文の役割をこう説明しています。

> 契約書では、具体的な条項を全て記載した後、末尾に後文として、当該契約が成立したこと（及びその内容）を証するために、当該契約書を作成すること、契約当事者が署名または記名押印を行うこと、それを保有すること（紙媒体による作成であれば原本の通数）を示すための文言を入れる。（注1）

後文には、契約書を何通作成し、原本を誰が所持するのかなどを記載するのが一般的です。紛争に至ったときに、原本が何通作成され、誰が原本を所持しているのかが意味を持つ場合もあり得るからです（注2）。

後文は、権利義務を定める条項ではありません。書いてあるのは、この書面が何通あって、どこにあるかという事実です。**それが効いてくるのは、契約書そのものが証拠になる場面です。**

2　通数の記載と、実際の原本管理は別の話

「本書2通を作成し」と書いてあることは、2通が実際に作られたことも、その2通の中身が同じであることも保証しません。後文は、作るつもりの通数を書いた文言にとどまります。

2通の同一性を担保するのは、押印の側の手当てです。別の実務書は、割印をこう説明しています。

> 契約書を2通作成した場合、それぞれの契約書の1頁目を重ねて双方にまたがるように印を押すことがあり、これを「契印」又は「割印」といいます。一般的に、書類のつなぎ目や綴じ目に押す印鑑を「契印」といい、一つの契約書の内容が改ざんされていないことを証明するために用います。また、複数の文書にまたがるように押印する印鑑を「割印」といいます。これは、複数の契約書を作成したこと、2通の契約書が同一であることや一体であることを証明するためです。（注3）

契印・割印を押印するときは、通常は契約当事者双方がそれぞれ契印・割印を押します。契印は、契約書に署名または記名した後に押印した印鑑と同じ印影のものを用いることが一般的です（注3）。

後文が「2通」と言い、割印がその2通の同一性を示す。**役割が分かれているので、文言だけを整えても、手元の紙が揃っていなければ効きません。**

二　よくある条項例

後文の例は次のものです。

> 本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。（注4）

このような文言の後に、契約書作成日の記載と当事者の署名・記名押印がなされるのが一般的です（注1）。

原本の通数については、当事者の数と同じ通数（例えば三者間の契約であれば3通）を作成し、全当事者がそれぞれ1通を保有できるようにすることが多くなります（注5）。

三　問題点

1　通数と当事者数が合っていない

雛形を流用したときに起きるのが、この食い違いです。二者間の契約書を土台にして連帯保証人を1人足したのに、後文は「本書2通を作成し」のまま残っている。押印の段になって、保証人の分の1通が足りないことに気づきます。

署名捺印欄には、どういう立場で署名捺印する者なのかを明確にしておく必要があります。売買であれば、売主、買主、連帯保証人といった当事者のほかに、媒介業者や立会人などが署名捺印することもあります（注6）。

署名する人が全員、原本を持つ当事者とは限りません。立会人として署名する者に原本を持たせるかどうかは、通数の決め方に直結します。**後文の通数は、署名欄に並ぶ人のうち誰が原本を持つのかを決めてから書くものです。**

締結後のずれもあります。後文は2通と書き、押印も2通に済ませたが、一方が原本を紛失し、写ししか残っていない。紛争になったときに原本を出せるのは片方だけです。契約締結後にトラブルが発生してしまった場合には、契約書によって当該契約の成立・内容を立証することができるよう、やはり原本を保有しておくべきです（注5）。

2　電子契約なのに「本書2通を作成し」と書いてある

電子署名で締結する契約書に、紙の後文がそのまま残っている例があります。電磁的記録には「通」も「記名押印」も「保有」もありません。

電子署名を利用して電子契約とする場合であっても、契約書の内容を変更する必要は基本的にないと考えられます。もっとも、後文だけは次のような文言になります。

> 本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、各自電子署名を行った上、それを保管する。（注7）

締結の方式が決まらないまま雛形を回すこともあります。その場合に両方を拾う書き方もあります。

> 本契約の成立を証するため、本書2通又は本書の電磁的記録を作成し、各自記名押印又は電子署名を行った上、各1通を保有し又は各自その電磁的記録を保管する。（注8）

社内の契約書の雛形など、契約相手が電子署名の利用に応じてくれるかといった事情に応じて、紙媒体の契約書を作成する場合も電子契約とする場合も想定されるときは、この文言にしておくことが考えられます（注8）。

四　改善例

1　通数は、原本を持つ人の数から決める

後文を書く順序は、次のようになります。

手順	やること
1	署名欄に並ぶ者を書き出す（当事者・連帯保証人・媒介業者・立会人）
2	そのうち原本を持つ者を決める
3	その人数を後文の通数に書き、誰が何通持つかを添える

雛形の「2通」を先に置いてから当事者を当てはめると、三者間の契約で1通足りない、という事故になります。**通数は、署名欄の側から決めます。**

2　原本を1通に絞るなら、そう書く

例えばグループ会社間の契約で取引金額も小さい場合など、トラブルが発生するリスクも発生した場合のリスクも大きくないと考えられるケースでは、印紙税（契約の成立を証明する目的で作成された文書が課税対象となる）を考慮し、原本は1通のみ作成して、一方当事者が原本を保有し、他方当事者は写しを保有するかたちにすることもあります（注5）。

契約書が印紙税法上の課税文書である場合には、作成される契約書の原本の通数に応じて、印紙を貼付し、消印する方法で印紙税を納付することになります（注9）。原本を1通にすれば、その分の印紙税はかかりません。ただし、写しであっても、契約当事者の署名・押印があるものや、正本と相違ない旨の証明（正本との割印を含む）があるものは課税文書になります（印紙税法基本通達第19条2項）。写しには押印も割印もしないでおく必要があります。

この形を採るなら、後文にもそのとおり書きます。たとえば次のようになります。

- 本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、各自記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

1通しか作らないのに後文を「2通」のままにすると、もう1通の原本がどこにあるのか、初めからなかったのかが、後で争いの種になります。

五　書き分けの分岐

場面	後文の書き方
二者間・紙で締結	本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する
三者間以上・紙で締結	当事者の数だけ通数を書きます。連帯保証人を原本を持つ側に入れるかを先に決めます
電子署名で締結	電磁的記録を作成し、各自電子署名を行った上、それを保管する
紙と電子のどちらもありうる	両方を拾う併用型の文言にします
印紙税を抑えるため原本を1通にする	原本を持つ当事者と、写しを持つ当事者を書き分けます

本稿で扱わなかったこと

電子署名法2条・3条による真正な成立の推定と、電子契約の証拠力は、電子署名を扱う記事の射程です。本稿は後文の文言に絞りました。

原本の保管・製本・電子化の実務や、契印・割印・訂正印・捨印の押し方そのものは、本稿では扱いません。

本稿では、後文の通数の記載と対になる限りで割印に触れました。

印紙税の課税文書の判定と税額の計算は、契約の費用負担を扱う記事で扱います。本稿では、通数が納付額に直結することを示すにとどめました。

参考文献等

（注1）阿部・井窪・片山法律事務所編『契約書作成の実務と書式〔第3版〕』（有斐閣、2025）648頁
（注2）前掲注1・8頁
（注3）秦周平ほか編『ケース別　契約書リーガルチェックのポイント――事例でみるトラブル条項例』（新日本法規出版、2020）設問3（「契印」、「割印」、「訂正印」、「捨印」によって契約の成否や内容が問題となる場合）の解説1
（注4）前掲注1・648頁の（例）
（注5）前掲注1・648頁
（注6）前掲注1・8頁
（注7）前掲注1・649頁の（例）
（注8）前掲注1・649頁
（注9）前掲注1・6頁

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/gobun-matsubi-mongon/
引用表記例　プロスパイア法律事務所「後文の書き方：「本書2通を作成し」は何のために書くのか」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年11月14日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。